



応募期限 8月7日(水)まで

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）（修正案）

についてご意見をお寄せください！

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」（以下「計画」という。）を策定しています。

このたび、能登半島地震、令和5年台風第7号等の災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、計画（原子力災害対策編を除く）の修正案を作成しました。

ついては、この修正案に対する県民の皆様の皆様のご意見をお寄せください。

主な修正内容

- 1 能登半島地震等を踏まえた修正（以下項目について追記）
 - (1) 初動対応体制の強化
 - ODXを活用した初動対応の強化（総合防災情報システム、防災情報ポータル）
 - 災害対策本部の機能強化（災害オペレーション室の整備）
 - 被害情報調査等へのドローン活用（ドローンレスキュー・ユニットの編成）
 - 実動組織との連携による初動対応の整備（大型ヘリ等の乗降適地調査、災害初動対応計画の策定）
 - 広域防災拠点の指定（道の駅ほうじょうを大規模災害時の拠点となる広域防災拠点に位置付け）
 - 孤立集落対策（孤立可能性集落ごとの対応方針策定、孤立発生時の対策実施等）
 - 緊急輸送ルートの確保のための道路啓開（道路啓開計画に基づく実施）
 - 共助活動の推進（消防団や自主防災組織の初期消火、救出活動能力の向上）
 - 安否不明者等の位置情報の取得、氏名等公表（公表等による救出・救助活動の迅速化）
 - (2) 災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的な支援の充実・強化）
 - 災害時における保健医療福祉の統合（保健医療福祉対策統合本部による調整機能確立）
 - 避難所の生活・保健衛生環境の整備（避難所運営支援システムによる支援、トイレ・入浴環境等）
 - 避難者の食事面での健康維持（避難者の栄養バランスの確保、適温食の確保等）
 - 要配慮者対策（避難所以外の施設への早期移行）
 - 災害時における福祉施設の応援体制の確立（施設間のネットワーク構築）
 - 断水対策（応急復旧に係る広域連携体制の強化、災害用井戸の登録推進・応急給水効率の向上）
 - 災害廃棄物対策（災害廃棄物処理対応のための訓練等の実施）
 - (3) 建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化
 - 耐震ケースマネジメント等による住宅耐震化の促進（戸別訪問、専門家派遣等）
 - 津波監視体制の強化（河川監視カメラ・水位計による状況把握等）
 - 通電による火災対策（感震ブレーカーの設置促進）
 - 2 令和5年台風第7号等を踏まえた修正（以下項目について追記）※6月1日より暫定運用中
 - ダム等の緊急放流時の適切な避難（わかりやすい情報発信）
 - 県民への啓発、早期注意喚起（冠水対策等）
 - 学校の臨時休校の適切な判断（判断基準例の作成等）
 - 道路の冠水対策（冠水箇所の周知、監視カメラ設置）
- ※その他国防災基本計画等を踏まえた修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行う。

計画（修正案）の閲覧方法

県庁危機管理政策課、県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のウェブページでもご覧になれます。郵送をご希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

ウェブページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/273152.htm>



応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリ等でお寄せいただくか、県の機関（上記県の機関）の意見箱への投函及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ(裏面)もご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日取りまとめてウェブページ等で公表します。

《応募先・問合せ先》

鳥取県危機管理部危機管理政策課

郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）

電 話：0857-26-7892

ファクシミリ：0857-26-8137

電子メール：kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県地域防災計画（修正案）」に対する意見応募用紙

《応募先》 鳥取県庁 危機管理政策課

〒680-8570（郵便番号とあて名だけで届きますので所在地を記載する必要はありません）

ファクシミリ：0857-26-8137 電子メール：kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、次もご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）					
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正概要

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、能登半島地震や令和5年台風第7号等の災害で得られた教訓、その他新たな知見等を地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

【主な修正内容】

1 能登半島地震等を踏まえた見直し

(1) 初動対処体制の強化

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・道路が寸断され、被害情報の入手に支障が出た。
- ・情報不足、道路断絶により救援隊の進出や活動に支障が出た。
- ・孤立集落状況の全容を把握するのに時間を要した。

【課題等に対応した修正】

○ODXを活用した初動対応の強化

〔災害予防編 第2部第1章「防災体制の整備」〕

- ・迅速・的確な初動対応を行うため、「鳥取県総合防災情報システム」を構築し、情報を集約

〔災害応急対策編 第3部第4章「広報・広聴」〕

- ・「防災情報ポータル」により、気象情報等を一元化し、県民等に情報を発信

○災害対策本部の機能強化

〔災害予防編 第2部第1章「防災体制の整備」〕

- ・県庁第二庁舎に災害オペレーション室を整備し、災害対策本部機能の高度化・効率化を図る

○被害情報調査等へのドローン活用

〔災害予防編 第7部第5章「航空機活用体制の整備」〕

- ・「ドローンレスキュー・ユニット」を編成し、ドローンによる被災状況調査等を実施

○実動組織との連携による初動対応の整備

〔災害予防編 第4部第1章「防災関係機関の連携体制の整備」〕

- ・自衛隊・警察・消防・海上保安庁等と迅速な災害対処ができるよう、大型ヘリ等の乗降適地調査、災害初動対処計画の策定に努める

○広域防災拠点の指定

〔災害予防編 第2部第4章「防災拠点の確保」〕

- ・「道の駅ほうじょう」を県の広域防災拠点へ位置付け(令和7年4月から運用)

○孤立集落対策

〔災害予防編 第5部第4章「孤立予想集落対策の強化」〕

- ・孤立可能性集落ごとの対応方針の策定

〔災害応急対策編 第5部第3章「孤立発生時の応急対策」〕

- ・孤立発生時の状況把握や応急対策を実施し、迅速な情報共有や対策協議を行う

○緊急輸送ルートの確保のための道路啓開

〔災害応急対策編 第7部第2章「交通路線の確保」〕

- ・「鳥取県道路啓開計画」に基づく、道路啓開の実施方針を明記

○共助活動の推進

〔災害予防編 第4部第4章「消防活動体制の整備」、第10部第3章「自主防災組織の整備」〕

- ・消防団や自主防災組織の初期消火、救出活動能力の向上(「支え愛救出研修」等教育訓練の充実)

○安否不明者等の位置情報の取得、氏名等公表

〔災害応急対策編 第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」〕

- ・多数の安否不明者等が生じた場合の氏名等情報の公表の実施要領等について明記(令和6年3月に策定した実施要領の反映)

〔災害応急対策編 第6部第3章「捜索、遺体対策及び埋葬」〕

- ・救助機関による安否不明者の位置情報取得について明記

(2) 災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的支援の充実・強化）

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・上下水道施設の損壊、長期の断水により、トイレ・炊事・入浴などに支障が生じ、衛生健康状態の悪化、避難生活の長期化につながった。
- ・長時間の孤立が発生し、食料や飲料水の不足、精神的な不安など住民への多大な負担が発生した。
- ・多くの病院・施設で断水などのインフラ被害が発生し、物資や医師・看護師、施設職員等の被災などもあり、患者、入所者へのケアが行き届かない状況が長期化した。
- ・多数の住家が倒壊し、がれきなどの災害廃棄物が大量に発生し、復旧の支障となった。

【課題等に対応した修正】

○災害時における保健医療福祉の統合(県保健医療福祉対策統合本部による調整機能確立)

[災害応急対策編 第6部第1章「医療(助産)救護等の実施」]

- ・統合本部による保健医療福祉の情報収集、関係機関との連携、他地域からの受援等の総合調整の実施

○避難所の生活・保健衛生環境の整備(避難所運営支援システムによる支援・調整等)

[災害応急対策編 第5部第2章「避難所等の開設運営」]

- ・大規模災害時の早期の避難所の開設と環境向上の実施、避難者の良好な環境への移行の方針を明記
- ・大規模災害時の県による避難所運営支援(物資運営人材支援、物資確保の一元化等の行う「避難所運営支援システム」の明記)
- ・支え愛避難所の開設状況の把握及び支援の実施

[災害予防編 第8部第1章「物資の備蓄及び調達体制の整備」]

- ・支え愛避難所等への物資備蓄(地域分散型備蓄)

[災害応急対策編 第9部第1章「トイレ対策」、第9部第4章「入浴支援」]

- ・広域調整によるトイレ・入浴環境の向上(トイレ、シャワーカー等の供給要請)

○避難者の食事面での健康維持

[災害応急対策編 第8部第1章「食料の供給」]

- ・避難者の健康維持のため、バランスの取れた食事、適温食の提供等、質の確保に配慮する

○要配慮者対策

[災害応急対策編 第5部第2章「避難所等の開設運営」]

- ・良好な生活環境の確保が困難な場合、避難所以外の施設への早期移行を図る

○災害時における福祉施設の応援体制の確立

[災害予防編 第5部第3章「要配慮者等の安全確保計画」]

- ・災害時の相互受入、施設間応援等を実施するため、施設間のネットワーク構築に努める

○断水対策

[災害予防編 第15部第1章「ライフライン対策の強化」]

- ・災害時の初動対応訓練の実施等により、災害時の応急復旧、広域応援体制の強化を図る
- ・「災害時登録井戸」の登録・普及を図る

[災害応急対策編 第8部第3章「飲料水の供給」]

- ・組立式給水タンク等を活用し給水効率の向上に努める

○災害廃棄物対策

[災害予防編 第9部第2章「障害物の除去体制の整備」]

- ・県・市町村で連携した訓練等を行い、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるよう努める

(3) 建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・高齢化率の高い地域で住宅耐震化が進んでおらず、家屋倒壊での死亡、負傷が発生。
- ・断層が陸地に近いため津波の到達時間が非常に早く、わずか1分弱で沿岸部に到達。
- ・輪島市で電気に起因したと考えられる大規模火災が発生。

【課題等に対応した修正】

○耐震ケースマネジメント等による住宅耐震化の促進

[震災対策編 第1部第4章「耐震化の推進」]

- ・訪問等により個々人の課題を把握し、専門家を派遣する耐震ケースマネジメントによる住宅耐震化を促進

○津波監視体制の強化

[津波災害対策編 第2部第1章「津波災害の予防」]

- ・河川監視カメラ等を活用し、津波発生時の状況把握を実施

○通電による火災対策

[震災対策編 第3部第3章「地震災害に強いまちづくりの推進」]

- ・感震ブレーカーの設置を促進

2 令和5年台風第7号等を踏まえた見直し(6月より暫定運用中)

○ダムの緊急放流時の適切な避難

[風水害対策編 第1部第3章「ダムを活用した河川治水」]

- ・ホームページ等でわかりやすくダム情報を発信し、ダムに関する理解を深めるよう努める

○県民への啓発・注意喚起

[風水害対策編 第1部第1章「風水害等予防対策」]

- ・大雨予想時の早期注意喚起、冠水時の対処法の啓発等の情報提供を行うよう努める

○学校の臨時休業の適切な判断

[災害予防編 第5部第2章「避難体制の整備」]

- ・荒天時等の臨時休業の判断基準例を作成し、県立学校や市町村教育委員会に周知する

○道路の冠水対策

[災害応急対策編 第7部第3章「交通規制の実施」]

- ・冠水危険個所の周知や冠水危険個所への看板設置により県民等への注意喚起を図る
- ・監視カメラの確認等により道路冠水状況を把握、速やかな交通規制や迂回路の設定等の実施

3 国防災基本計画（令和6年6月修正）等を踏まえた修正

○自治体の広域応援体制の円滑化

[災害予防編 第4部第1章「防災関係機関の連携体制の整備」]

- ・国や県外自治体等からの応援職員等の宿泊場所として提供可能な施設の紹介・確保・調整等を行う。

○車中泊避難者へ支援を強化

[災害予防編 第5部第1章「避難所等確保計画」]

- ・車中泊避難を行うためのスペース設置や車中避難における留意点等の情報発信

4 その他

○災害対応に従事する女性職員の比率向上

[災害予防編 第2部第1章「防災体制の整備」]

- ・災害対応に従事する女性職員の比率を高めるよう努める

○損壊家屋への迅速な対応

[災害応急対策編 第9部第2章「障害物の除去」]

- ・損壊家屋の解体・撤去の実施方法について明記

○ボランティア等の受入体制の整備

[災害予防編 第10部第2章「NPO・ボランティア受入体制の整備」]

- ・ボランティアが活動する拠点となる滞在場所等の確保

※その他文言等の軽微な修正を合わせて行うものとする。